

事務所ニュース

労働保険事務組合

第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

「仕事と家庭の両立」支援を 改正育休法の全面施行に対応

厚生労働省は、「平成23年版・働く女性の実情」を発表しました。今年も「仕事と家庭の両立」が課題となりますが、法規制の強化もあり、出産女性を取り巻く環境は徐々に改善されているようです。

新しい命の誕生は、周囲の人の気持ちも浮き立たせます。人間だけではなく、トキやパンダの出産・子育ても、人々は一喜一憂しました(パンダは「憂」でしたが)。

しかし、事業主サイドからいえば、従業員からの妊娠報告は頭の痛い問題です。今年7月からは、改正育児介護休業法の全面施行もあり、法的義務のハードルも高くなっています。

「働く女性の実情」の中から、基本

的な数字を拾ってみましょう。女性

の育児休業取得率(平成22年)は、

83・7%に達しています(ちなみに、平成8年は49・1%でした)。しかし、この数字に惑乱されると、全体

像を見誤ります。会社に勤めていた女性が、第1子を出産した後の継続就業率は、1985年～89年が

39・0%であったのに対し、2005年～09年は38・0%となっていました。

す。妊娠後の最初の選択肢は、「働き続けるか否か」です。この選択の割合は、前記のとおり、ほとんど変化していません。継続就労を決心し

た後の第2の選択肢が、「育児休業を請求するか否か」です。こちらは、大きく様変わりし、大多数の女性が

堂々と休業を申し出るようになります。

経営者としては、「従業員が就労継続を選択する場合は、産休だけではなく育児休業も:」ということになれば大変です。人員規模の少ない企業で、休業取得者がいると、確かに人員繰りは苦しくなります。

しかし、それをキッカケとして、「仕事のやり方を効率化した」「その人がいなくとも、仕事を処理できる体制を整えた」など、業務改善に成功した事例も少なくありません。ことは悪いですが、「転んでもただでは起きない」というポジティブな思考が求められます。労使の知恵を結集し、難局を乗り切りたいところです。

2012

9

業績連動型賞与

知つて得する



企業の賃金制度を紹介する記事等のなかで、「業績連動型賞与」という用語を目にすることがあります。漠然と「成績に応じて、支給額が大きく変動する仕組み」といったイメージを持つ方が多いですが、「実力主義賃金」とはちょっとニュアンスが異なります。正確な定義を、確認しましょう。

賃金実務

賃金は、月例賃金と賞与に2分されます。月例賃金は固定費的性格が強く、年間の人事費総額を調整する際には、主として賞与の支

給額を変動させます。

賞与は、大きく分けて、2段階のプロセスを踏みます。第1は会社全体の支給月数の決定で、第2は部門・個人単位の査定です。

業績連動型賞与では、第1の会社全体の支給月数の決定に重点が置かれます。査定ももちろん実施しますが、部門・個人というファクターは下位に位置づけられています。

一方、「実力主義型賃金」では、春闘で一斉に賞与の支給額を決めます。

ると、どうしても「業界の横並び」傾向が強くなります。

でも、「他者（社）の目は気にしない」のがボリシーです。

会社側は、業績の良い年がある、「業績指標」としては、売上総利益が習い性となります。労組側からみれば、「護送船団方式」で、業績の悪い年でも、一定レベルの支給月数を勝ち取ることができます。

結果として、人事費総額が、企業として適切なレベルに調整されないという悪弊が目立つようになりました。

「横並び」打破が目的 経常益等に連動させる

賞与制度を改革するという場合、どちらに主眼を置くのか、方針を明確に決定すべきでしょう。

近年、日本で業績連動型賞与が普及を遂げたのは、旧来型の賞与決定方式から離脱を図るためです。春闘で一斉に賞与の支給額を決めます。算出された支給月数が業界の相場からかけ離れたものであつ

業績連動型賞与では、賞与の決定要素が「業績指標」に一元化されています。前年実績や業界の動向等に左右されず、一定の算式に基づき自動的に支給率が決定されます。

業績連動型賞与では、賞与の決まりに支給率が変動しないよう歯止めをかけるのが一般的です。

業績連動型賞与は、こうした明確なルールを定めることで企業業績と人件費のリンクを強め、企業の経営体质を健全化させる効果をもたらすものです。